

介護保険除	居室形態		ユニット型個室						
	要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	単位数		529	656	704	772	847	918	987
	加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18
		①送迎加算	184（ご利用いただいた場合のみ/片道につき）						
		②生産性向上推進体制加算Ⅱ	10（1月あたり）						
	合計単位数（除：①・②）		547	674	722	790	865	936	1005
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ口）（17.6%）		（93）	（115）	（124）	（136）	（149）	（162）	（174）
	地域加算（相模原市/4級地）		（合計単位数＋介護職員等処遇改善加算）× ￥0.00						
	★介護報酬合計金額		￥6,427	￥7,973	￥8,559	￥9,380	￥10,297	￥11,161	￥11,992
介護保険給付金額（★の9割）		￥5,784	￥7,175	￥7,703	￥8,442	￥9,267	￥10,044	￥10,792	

自己負担分	①利用者負担金額(★の1割)		¥643	¥798	¥856	¥938	¥1,030	¥1,117	¥1,200
	②食費	第4段階	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600
		第3段階②	¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360
		第3段階①	¥1,030	¥1,030	¥1,030	¥1,030	¥1,030	¥1,030	¥1,030
		第2段階	¥600	¥600	¥600	¥600	¥600	¥600	¥600
		第1段階	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300
	③居住費	第4段階	¥2,066	¥2,066	¥2,066	¥2,066	¥2,066	¥2,066	¥2,066
		第3段階②	¥1,470	¥1,470	¥1,470	¥1,470	¥1,470	¥1,470	¥1,470
		第3段階①	¥1,370	¥1,370	¥1,370	¥1,370	¥1,370	¥1,370	¥1,370
		第2段階	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880
		第1段階	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880

自己負担合計月額	第4段階(①+②+③)	¥4,309	¥4,464	¥4,522	¥4,604	¥4,696	¥4,783	¥4,866
	第3段階②(①+②+③)	¥3,473	¥3,628	¥3,686	¥3,768	¥3,860	¥3,947	¥4,030
	第3段階①(①+②+③)	¥3,043	¥3,198	¥3,256	¥3,338	¥3,430	¥3,517	¥3,600
	第2段階(①+②+③)	¥2,123	¥2,278	¥2,336	¥2,418	¥2,510	¥2,597	¥2,680
	第1段階(①+②+③)	¥1,823	¥1,978	¥2,036	¥2,118	¥2,210	¥2,297	¥2,380

○介護保険給付額については介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。

○介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費、居住費が記載された金額になります。

○介護保険負担限度額の段階層別一覧

第4段階	以下に該当しない方	
第3段階②	世帯の全員 (世帯を分離している 配偶者を含む) が市民 税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第2段階		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第1段階		生活保護受給者

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

○介護保険自己負担額については、高額介護サービス費(月上限/現役並み所得者¥44,400、一般¥44,400、市民税課税世帯¥44,400、市民税非課税世帯¥24,600、市民税非課税世帯で年間合計所得80万円以下¥15,000、第1段階¥15,000)の適用があります。

○実際のご請求は、「算定上における端数処理」を行なうため、金額が異なる場合があります。